

やまがた緑環境税制度の評価・検証について

1 趣旨

やまがた緑環境税条例附則第7項に「この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されていることから、令和4年度から令和8年度までの事業（5ヶ年）について、令和7、8年度の2ヶ年で制度等全般にわたる検討を行う。

あわせて、令和元年度からはじまった森林経営管理制度の進捗状況も踏まえ検討を行う。

2 検討評価・検証の体制

（1）やまがた緑環境税評価・検証委員会による検討評価・検証

施策等の制度、仕組みの点検を担う「やまがた緑環境税評価・検証委員会」において、協議していただく（令和7年度3回程度）。

（2）事務局素案検討体制

これまでの成果の把握や今後の方向性（素案）の作成など検討に必要な実務を担当する「評価・検証プロジェクトチーム」を設置する。森林整備部門、県民参加の森づくり部門ごとに外部委員（アドバイザー）から参加いただき、素案を作成する。

3 評価・検証のための調査

（1）意識調査

県政アンケート調査や、県内企業、森林所有者、森づくり団体へのアンケート、やまがた環境展、県林業まつりや各種イベント来場者へのアンケートにより県民各層への意識調査を実施する。

（2）意見聴取

市町村担当課長会議、森づくり意見交換会（森林所有者、森づくり団体林業事業体）などを通じて、多様な意見を集約する。